

札幌市保健所

札幌市医療安全支援センター

SAPPORO MEDICAL CARE SAFETY SUPPORT CENTER

事業概要

ANNUAL REPORT

2018 [平成30年度版]

2018.4.1 ~ 2019.3.31





市民と医療提供施設のよりよい関係を目指して

Concept

CONTENTS [目次]

INTRODUCTION [はじめに]	／	PAGE 03
PROFILE [札幌市医療安全支援センターの概要]	／	PAGE 04
RESULTS [札幌市医療安全相談窓口の対応状況]	／	PAGE 05
EXAMPLES [市民相談事例]	／	PAGE 07
LECTURES [講習会・セミナー]	／	PAGE 25
ORGANIZATION [札幌市医療安全推進協議会]	／	PAGE 27
INFORMATION [お知らせ]	／	PAGE 29

INTRODUCTION

[はじめに]

札幌市では、平成16年度に「札幌市医療安全相談窓口」を開設し、市民からの様々な医療に関する相談に対応しております。平成18年度には「札幌市医療安全推進協議会」を発足させ、この2つを柱とする「札幌市医療安全支援センター」を保健所内に設置し、中立的な立場から、市民と医療提供施設との間の問題解決の支援を行っているところです。

本センターの設置以降、医療安全相談窓口に寄せられる市民相談は年々増加し、平成27年度には初めて2,000件を超え、平成30年度は2,086件の相談がありました。相談内容は、例年どおり診療内容やコミュニケーション（従事者の対応・態度や説明）に関するものが多数を占めています。

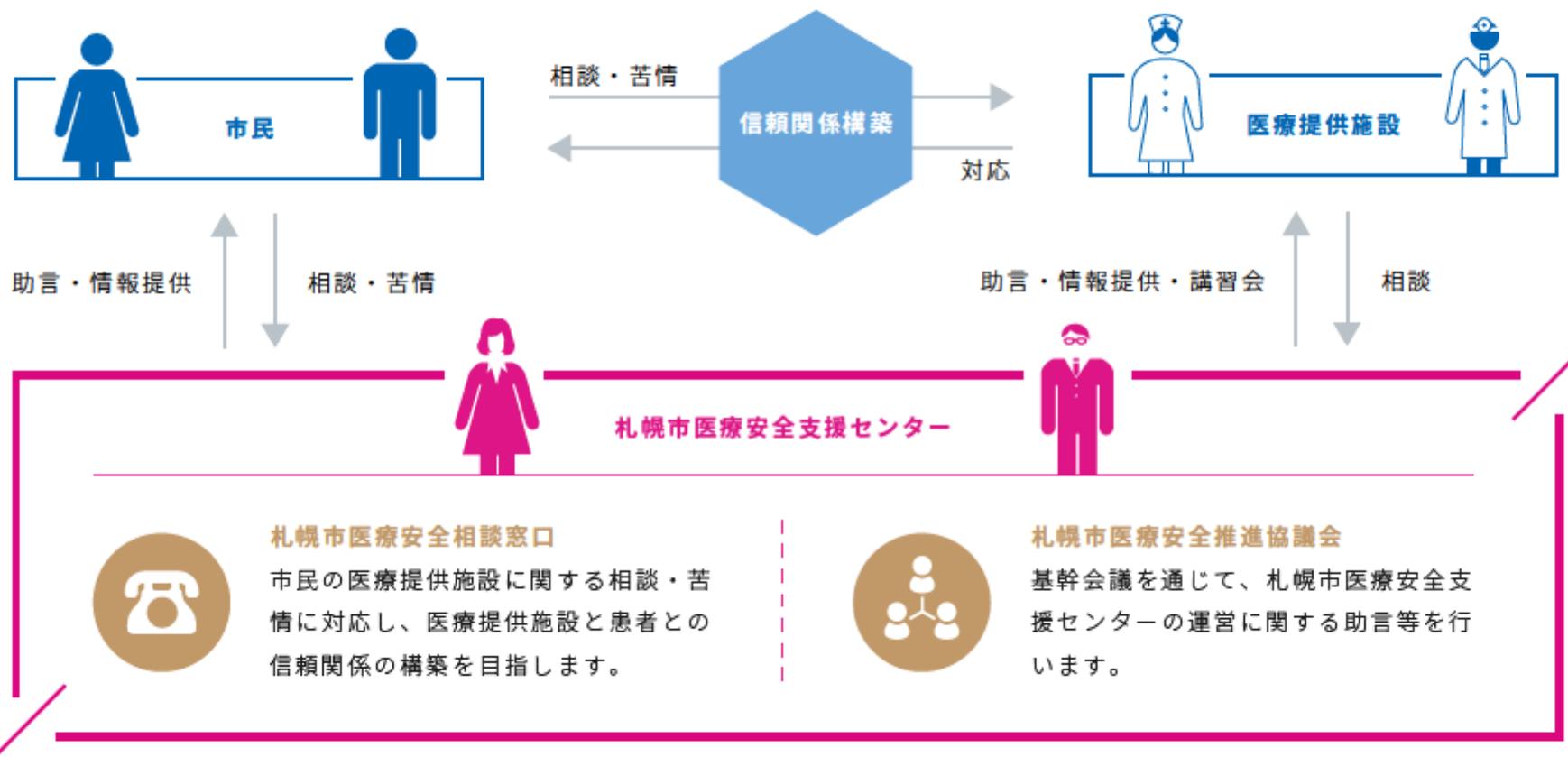
本事業概要では、医療安全相談窓口に寄せられた市民相談の状況や相談対応事例を中心に、札幌市医療安全支援センターの代表的な事業を紹介しております。実際の相談事例等を知ることは、日々患者と接する医療従事者の皆様にとっても大変有意義なことであると考えられます。本事業概要が、多くの医療従事者の皆様に活用され、安全・安心な医療の提供及び患者との信頼関係の構築の一助となることを期待しております。

また、札幌市では「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」を基本理念に、平成24年3月に策定した「さっぽろ医療計画」の第二ステップとなる計画として、「さっぽろ医療計画2018」を策定いたしました。今後、需要の増加が予想される在宅医療体制の充実など医療施策のさらなる推進を目指すとともに、引き続き医療安全対策につきましても、重要な施策の一つとして取り組んでまいります。

最後に、この事業概要の取りまとめにあたり多大なご協力をいただきました札幌市医療安全推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各所の皆様方に心から感謝申し上げます。

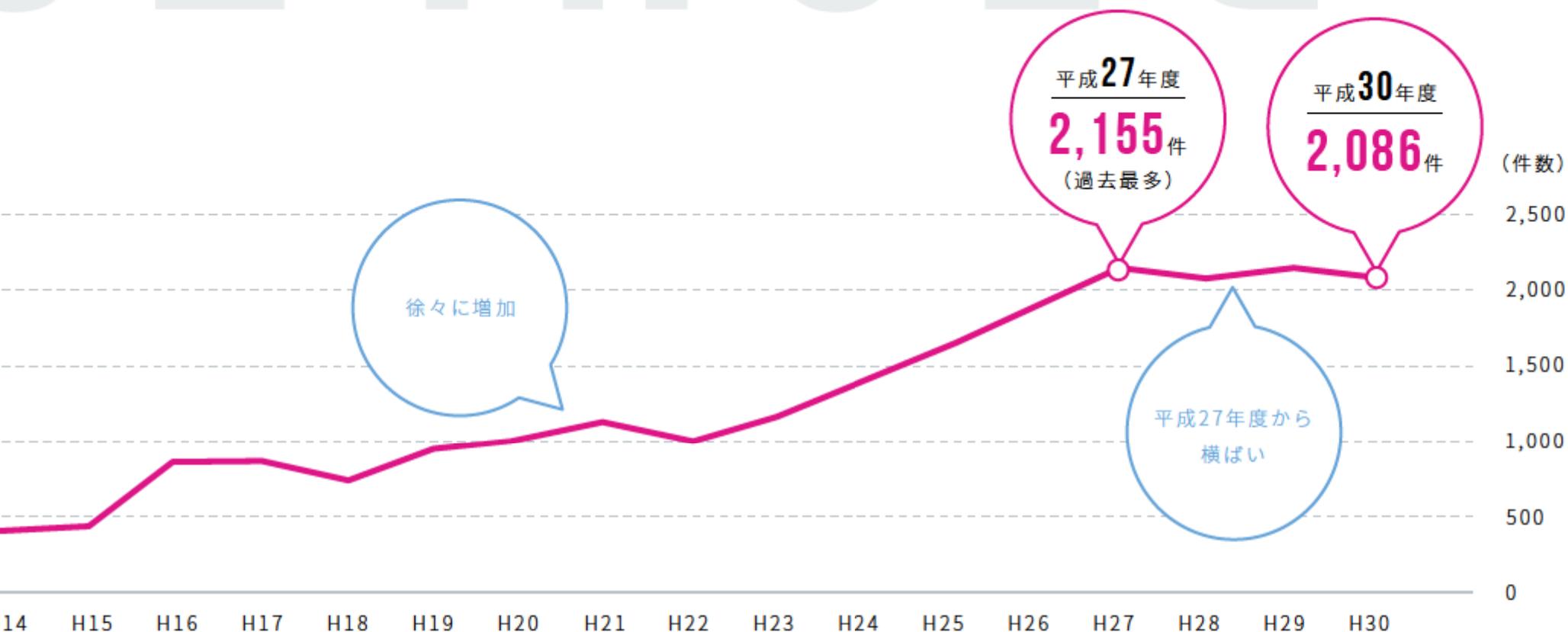
札幌市保健福祉局医務監 矢野 公一

札幌市医療安全支援センターは、医療法第6条の13の規定に基づき設置され、札幌市医療安全相談窓口と札幌市医療安全推進協議会を柱として、市民と医療提供施設の信頼関係の構築を目指しています。



[札幌市医療安全支援センターの概要]

PROFILE

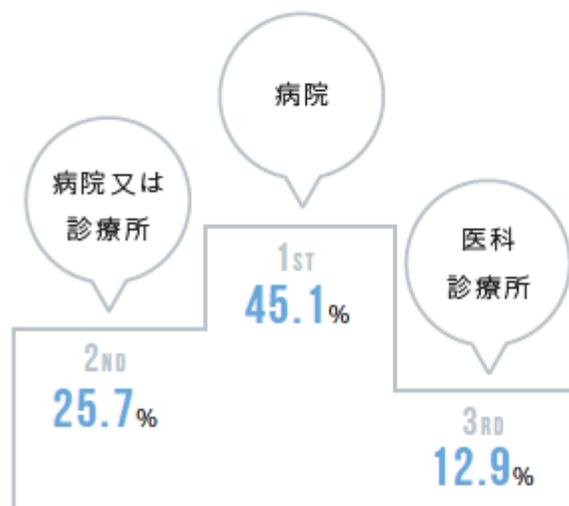


相談窓口では、市民からの医療提供施設に関する相談・苦情に対応し、中立的な立場から助言・情報提供等を行うことにより、市民と医療提供施設との間の問題解決を支援しています。

RESULTS

[札幌市医療安全相談窓口の対応状況]

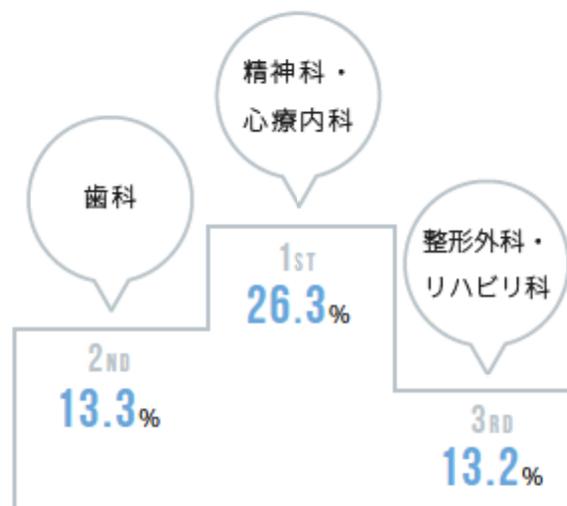
対象施設別



(次点：歯科診療所 6.9%)

- 特定の施設を対象とする相談は計1,478件でした。そのうち、医療機関に関する相談が約9割を占め、その他は薬局や医薬品販売業者などの薬事関係施設及び施術所などでした。
- 施設を特定しない一般的な医療相談（医療施設の案内を求めるもの等）及び非医療相談は、合わせて608件でした。

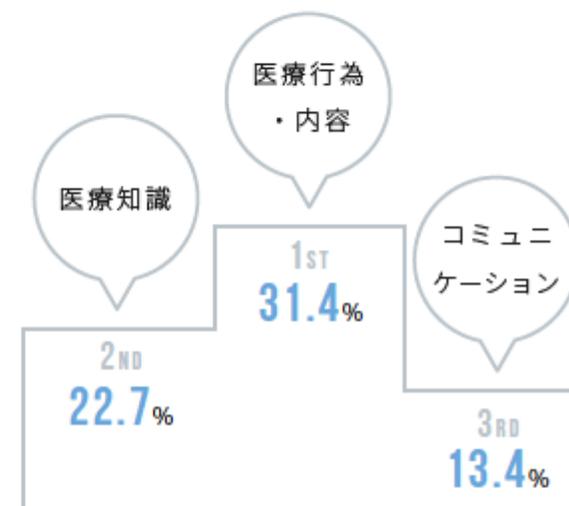
診療科目別



(次点：内科 10.2%)

- 対象診療科目が判明した相談は910件でした。
- 例年と同様に、「精神科・心療内科」がもっとも多かったです。
- その他の診療科目についても多少の順位の変動はありましたが概ね例年と同様の傾向でした。

相談内容別



(次点：医療機関等の紹介 11.6%)

- 診療内容や医療過誤、転院・退院などに関する「医療行為・医療内容」に関する相談が最も多かったです。
- 次いで、「医療知識」を問うもので、その中では、何科にかかったらよいかなどの「健康や病気に関すること」が多くを占めました。

対象期間：平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）



EXAMPLES

[市民相談事例]

平成30年度に市民から相談窓口に寄せられた相談事例を紹介します。

この相談事例をもとに「自分たちならどうするか」、「より良い対応はないだろうか」など、医療提供施設のスタッフの皆様で話し合っていたいただくことを期待しております。

P9~10
診療内容
THEME 01



P11~12
従事者の対応・態度
THEME 02



P13~14
医療従事者の資格
THEME 03



P15~16
入院時の保証人
THEME 04



GO TO THE NEXT PAGE▶▶▶



THEME 05
カルテ開示・
個人情報
P17~18



THEME 06
放射線被ばく
P19~20



THEME 07
治療費
P21~22



THEME 08
調剤事故
P23~24

診療内容



相談事例01

子どもが中耳炎と診断され、耳鼻咽喉科クリニックで切開されました。すごく痛がるため、他の耳鼻咽喉科クリニックを受診したところ、切開の必要はないと言われました。不要な切開をされたのではないのでしょうか。



対応01

診療内容については、医師の医学的判断に基づくものであるため、その適否については相談窓口で判断することはできないと説明しました。

まずは主治医とよく話し合っって疑問や不安に思うことなどについて相談するよう助言しました。



相談事例02

妻がある病院に入院し、手術をしました。事前に説明は受けていましたが、手術の直前に麻酔医や執刀医、麻酔方法などの変更がありました。よくあることなのでしょうか。



対応02

やむを得ない場合、急な変更があると思われませんが、説明してほしいとの思いはもっともなことだと説明しました。また、医療機関と直接相談しているとのことでしたので、疑問点は直接聞いてみるよう助言しました。



ADVICE / アドバイス

相談窓口寄せられる相談で毎年多いのが「診療内容」に関することです。

診療内容については、相談窓口でその適否を判断できるものではありませんので、主治医とよく相談するよう助言しています。しかし、「聞いても十分な説明をしてくれない」、「自分の希望していない治療を一方向的に勧められる」など、医療提供施設と患者との信頼関係が十分に構築されていない、又はコミュニケーションの不足が一因と思われる事例があります。

また、「必要のない検査をしている」という相談もあれば、「検査をほとんどせずに薬だけ出している」という相談もあります。検査を行うとき、あるいは患者から希望があった検査を行わないときは、その目的や必要性などを患者に説明することが重要です。

その際、医療提供施設側としては説明したつもりでも、患者にうまく伝わらず、それによりトラブルが発生することがあります。このため日頃から、医療従事者と患者がコミュニケーションをとりやすい環境を整え、治療方針などを適切に分かりやすく説明し、良好な信頼関係を築けるよう、心がけてください。



関係法令

医療法第1条の4第2項

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

THEME

02

従事者の 対応・態度



相談事例01

ある精神科クリニックを受診したところ、医師に恫喝まがいの暴言を吐かれました。また、医師に質問をしたところ、嫌な顔をされてしまいました。信じられない思いです。



相談事例02

ある病院で長年透析を受けています。処置室内での看護師の私語がとても気になるので注意したところ、嫌がらせを受けるようになってしまいました。



相談事例03

ある薬局に勤務する薬剤師は、二日酔いの状態で薬を渡していたり、たばこ臭かったり、白衣の着方がだらしなかったり、質問したら嫌な顔をしたりしていて、非常に不快です。社会人としてあり得ないと思います。



対応01～03

相談内容を傾聴した上で、従事者の対応・態度については、個人の資質によるところが大きく、法令等で規制される事項ではないため、指導できないことを説明しました。病院内に設置されている患者相談窓口や診療所・薬局等の管理者に相談するなど、医療提供施設側とよく話し合うよう助言しました。

また、相談者が医療提供施設への伝達を希望した事例では、このような申し出があったことを施設にお伝えしました。



ADVICE / アドバイス



医療従事者の対応・態度が悪い、という相談は非常に多く寄せられております。中には「このような病院や薬局の許可を取り消すべきだ」、「このようなひどい医師は免許を取り上げるべきだ」と訴えてこられる方もいらっしゃいます。

医療従事者の対応・態度については、保健所で指導できる内容ではありませんが、相談者からの希望があれば、医療提供施設へ相談内容について情報提供をさせていただく場合もあります。その際は、医療提供施設内で情報を共有していただき、改善すべき点があれば今後の対応に生かしていただくよう、お願いいたします。



関係法令

医療法第15条第1項

病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条第1項

薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。



THEME

03

医療従事者の資格



相談事例01

内科クリニックを受診したところ、事務の男性にレントゲンを撮影されました。



対応01

立入検査を実施したところ、相談にあったとおりの事実を確認しました。管理者による監督を適切に行い、今後このような違反行為を行わないよう文書により改善指導を行いました。



相談事例02

歯科クリニックで働いていましたが、歯科助手が歯科衛生士でないとできない作業をしていました。



対応02

立入検査を実施したところ、相談にあった事実は確認できませんでした。そこで、患者が誤認しないよう歯科衛生士と歯科助手の制服をわける、名札をつける等の対策を講ずるよう助言しました。





ADVICE / アドバイス

紹介事例のほかに、受付職員が薬を詰めている等、無資格者に関する相談が寄せられています。医師法や歯科医師法をはじめとした各身分法においては、それぞれの資格を持った方が行うことのできる業務の範囲が定められています。医療機関においては、管理者による適切な監督の下、適切な業務範囲により業務を行うようにしてください。

また、相談の中には患者が誤認している場合があります。例えばレントゲン撮影であれば、医師や診療放射線技師が窓から顔を見せる、あるいは撮影前に声をかける等の対策を講じるとともに、日頃から患者とコミュニケーションを取る等して、法律上認められない範囲の業務を行っているのではないかと誤認されないような環境づくりも大切です。



関係法令

診療放射線技師法第24条

医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。

診療放射線技師法第2条第2項

この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。）をすることを業とする者をいう。

歯科衛生士法第2条第1項

この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
- 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

ment The
reement, or delega
the prior written consent



相談事例01

ある病院で入院を予定しています。身寄りがないため、入院にあたって連帯保証人を立てるよう言われて困っています。何か制度によるものなのでしょうか。



相談事例02

母が入院しています。母とは色々なことがあり上手くいっていないのですが、親戚から私が保証人になるよう言われています。私が医療費を支払う義務はあるのでしょうか。また、医療費の支払いが滞った場合、治療が止められてしまうのでしょうか。



対応01～02

入院時の保証人については法的な制度ではなく、医療機関の独自ルールによるものであると説明しました。また、入院患者に支払い能力がないと判断される場合、まず保証人が医療費の支払いを求められると考えられるため、支払い方法等について医療機関に相談してみるよう助言しました。

THEME

04

入院時の 保証人





ADVICE / アドバイス

入院の際、医療機関では親族等に身元保証人になるよう求めることが多いと考えますが、保証人としては費用面の不安を抱えることになり、相談が寄せられています。

一般的に、身元保証人に対しては、緊急の連絡先であることや入院中の物品の準備をすること、入院費を支払うこと、退院支援をすること等の役割を期待しています。さらには、医療行為の同意まで期待していることがあります。保証人を求める際は十分な説明をお願いいたします。

特に医療費の支払いについては、入院契約に基づいて患者が負うことになる入院料等を、患者が支払えない場合に保証人が支払うことになります。この場合、根保証契約（＝一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約）に該当する可能性があり、2020年4月1日から施行される民法の改正により、その保証契約書のひな形の改訂が必要となる場合があります。

また、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、患者の入院を拒否することは医師法に規定する応招義務に抵触するとの見解が厚生労働省より示されました。

これらについてご確認をお願いいたします。



参考

身元保証人に関する厚生労働省等からの通知

- 身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて（平成30年4月27日付け医政医発第2号）
- 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する周知について（依頼）（平成30年8月30日付け事務連絡）
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン



相談事例01

院長が亡くなったため、通院していた診療所が閉院してしまいました。今後の治療においてカルテが必要になりましたが連絡が取れず困っています。保健所で閉院した医療機関のカルテを保管していますか。



対応01

保健所では閉院した医療機関のカルテを保管していないと説明しました。また、引継ぎ先の報告も義務付けられていないため、保健所で対応することは難しいと併せて説明しました。



相談事例02

ある病院での対応の悪さが原因で治療が遅れたと考えています。治療の経過が必要になるため、カルテ開示を依頼したところ拒否されました。カルテ開示は義務ではないのでしょうか。



対応02

カルテ開示は、原則義務となっていると説明しました。また、医療機関に確認したところ、患者からの依頼は治療経過を書いてほしいというものであり、カルテ開示であれば対応するとのことでしたので、その旨相談者に回答しました。



相談事例03

ある病院で、面会者の個人情報が記載されているノートが、面会者であれば誰でも閲覧できるようになっています。個人情報の取扱いとして不適切ではないでしょうか。



対応03

個人情報の管理として適切ではないと思いますが、保健所で違法とまで判断はできないと説明しました。また、個人情報保護に係る指導については個人情報保護委員会が担当しているので、相談してみるよう助言しました。

カルテ開示
・個人情報

ADVICE / アドバイス

閉院や休止中の医療機関での治療経過を確認したいとの相談が寄せられています。カルテは5年間保存する必要がありますが、閉院後の保管や休止中の連絡体制は医療機関によって様々です。通院していた患者が困らないよう緊急連絡先や引継ぎ先をしばらくの間入口に掲示したり、ホームページで公開したりするなど周知することがよいと考えます。



関係法令

医師法第24条第2項

前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

また、カルテの開示については紹介事例のようなカルテ開示を断られたケースのほか、「断りなく、個人情報を含む書類をコピーされた」などの相談が寄せられています。患者とのトラブルを未然に防ぐためにも、下記の通知を参考に、個人情報の開示等のルールを定め、従事者への周知や患者への適切な説明を行うとよいでしょう。



参考

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>
- 診療情報の提供等に関する指針の策定について
(平成15年9月12日付け医政発第0912001号)



相談事例01

子どもが怪我をしたので医療機関に連れて行ったところ、事前に説明がないまま、CTとレントゲンを撮影されました。CTは被ばく量が多いと聞きました。今後の子どもへの影響が心配です。



対応01

撮影前に検査の目的や被ばくによる身体への影響については説明すべきであり、心配な点は医師に確認してはどうかと説明しました。



相談事例02

CT撮影で造影剤注射を打たれた後、手が腫れてきました。医療ミスだと思います。



対応02

保健所では医療事故かどうかの判断はできないため、まずは医療機関と話し合い、納得が出来なければ弁護士に相談してはどうかと説明しました。



CTやエックス線撮影については紹介事例のほかに見落としではないかとの相談等も寄せられており、多くの患者は、放射線自体によるイメージがなく、撮影されることに対する不安を抱えています。費用だけでなく、検査の目的や被ばくのリスクについても丁寧に説明を行うことで不安を解消することができると思います。また、事故が発生した場合、患者の健康被害につながる可能性もありますので、事故の原因究明や再発防止に向けた対策をしっかりと行い、従事者に周知・徹底することが必要です。

さらに、CT装置が故障した場合、検査に支障が出る等、患者の病気の発見が遅れて患者の不利益につながる可能性もあります。そうならないため、CT装置を含む医療機器全般の安全管理体制確保措置について医療法で定められており、平成30年度にはその運用上の留意点が定められましたので改めてご確認をお願いいたします。



参考

- ☑ 医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について
(平成30年6月12日付け医政地発0612第1号・医政経発0612第1号)

THEME

06

放射線 被ばく





相談事例01

ある病院で入院し、手術を受けました。その際、使用していないタオルの費用を徴収されたことに納得がいきません。



相談事例02

私は国民健康保険に加入していますが、どのくらいの期間をあけて受診すると再度初診料が徴収されるのでしょうか。



相談事例03

糖尿病のため、自己注射の器具として注射針やアルコール綿をもらっています。先日からアルコール綿がもらえなくなり、市販品を購入するよう案内されました。どうしてでしょうか。



対応01～03

治療費等については、保健所で対応できるものではないため、まずは直接医療機関と話し合いをするよう助言しました。また、相談者から診療報酬制度について知りたいという希望があった事例では、制度を所管する北海道厚生局を案内しました。



必要があつて算定されたものであつても、治療費に関する制度は複雑であるため、患者としては不当に高額であると感じる場合もあるようです。また、保険外負担を求めのおむつや病衣などの費用についても相談が寄せられています。費用に関する質問があつた際には、患者に対し、算定根拠となる資料を示すなど、適切に説明することが重要です。以下の厚生労働省からの通知には、患者から保険外負担金を徴収する場合の手続きについてや保険外負担金として徴収することが認められるもの、認められないものの一例が記載されていますので、改めてご確認をお願いいたします。



参考

保険外負担金等の取扱いに係る厚生労働省からの通知

- 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて
(平成17年9月1日付け保医発第0901002号)

さらに、診療契約の内容に対する認識が互いにずれていたことから、トラブルになることもあります。診療契約を結ぶ際には、治療を行う前に患者に対し治療の内容や必要性を説明するとともに、契約内容について、文書で取り交わすなど十分な情報提供を行ってください。

THEME 07

治療費





相談事例01

子どもが、ある耳鼻咽喉科クリニックを受診した際、医師に対して過去に薬でのアレルギーを発症したことを伝えていたにもかかわらず、アレルギーを発症したものと同種の薬を処方され、発疹が出ました。誤処方だと思います。



対応01

医療機関に確認したところ、事実であることが判明しました。医師から自身がカルテを見直していれば防げた事例であるので、今後注意するとともに、電子カルテのシステム改変も検討したいとの回答がありました。医療機関からの回答を相談者に伝えたところ、納得されました。



相談事例02

母は、ある病院を受診しており、院外の薬局で薬をもらっています。病院からもらった処方せんと異なる量の薬が処方され、服用した結果体調を崩してしまいました。



対応02

薬局に確認したところ、事前にFAXで送付してもらった処方せんが見つらなかったにも関わらず、十分な確認を行わないまま準備したとのことでした。さらに、処方せんの原本を確認してから渡すところでも確認を怠ったとのことでした。最終的に薬局から報告書が提出され、改善を確認しました。



ADVICE / アドバイス



紹介事例のほか、ジェネリック医薬品を強制された等、薬に関する相談は増えており、患者の薬に対する関心が高まっています。紹介事例のようなケースでは、患者の健康被害につながる可能性もありますので、事故の原因究明や再発防止に向けた対策をしっかりと行い、従事者に周知・徹底することが必要です。

また、調剤過誤が明らかになった後の患者への謝罪や説明を丁寧に行うことで、不安を解消することができると思われます。



関係法令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条第2項
薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤につき、薬剤師に販売させ、又は授与させなければならない。

薬剤師法第23条第1項

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

THEME
08

調剤事故



医療安全講習会

支援センターでは、医療提供施設における医療安全対策の推進を図ることを目的に、毎年度、医療安全講習会を開催しています。今年度は9月6日に北海道胆振東部地震が発生したため、9月7日開催予定分を中止にして、11月に2回開催しております。

THEME 弁護士と読み解く応招義務違反
—正しい理解に基づく適切な対応—

- 日時 平成30年9月5日（水）19:00～20:30
平成30年11月28日（水）19:00～21:00
平成30年11月30日（金）19:00～21:00
- 場所 WEST19 5階講堂
（札幌市中央区大通西19丁目）
- 講師 菅野 直樹 弁護士
- 参加者数 1,044名

院内感染対策セミナー

各医療機関の実情に即した院内感染対策の向上を図るため、感染防止対策加算を取っていない病院及び有床診療所に勤務する看護師を対象に、講義・演習・グループ討論を行う、少人数制の参加型のセミナーを開催しました。

THEME インフルエンザ・感染性胃腸炎の院内感染対策

- 日時 平成30年10月26日（金）18:00～20:00
平成30年10月29日（月）18:00～20:00
平成30年10月30日（火）18:00～20:00
平成30年10月31日（水）18:00～20:00
- 場所 WEST19 2階大会議室
（札幌市中央区大通西19丁目）
- 講師 高舘 久美子（札幌しらかば台病院 感染管理認定看護師）
中江 舞美（札幌医科大学附属病院 感染管理認定看護師）
- 参加者数 97名

LECTURES

[講習会・セミナー]

市民対象の講座（出前講座）

「出前講座」は、市民グループなどからの申込みに応じて、札幌市職員が地域に出向き、市の事業等について説明を行うものです。札幌市保健所医療政策課では、平成23年度から医療安全に関する出前講座「かしこい患者になりましょう！～上手なお医者さんのかかり方～」を実施しています。

THEME かしこい患者になりましょう！ ～上手なお医者さんのかかり方～

- 内容 医療に関する市民相談事例の紹介
医療機関を受診する際の留意事項 等
- 実施結果 13回（326名）
※町内会5件、老人クラブ5件、その他3件



●● 院内感染対策セミナーの様子 ● 医療安全講習会の様子

相談員の研修

相談窓口では10名の職員（行政職兼任）が対応しており、対応レベルの向上を目的として、以下のとおり研修を受講しました。

- 医療安全支援センター初任者研修（東京）

平成30年5月17日（木）	}	3名
平成30年6月1日（金）		
平成30年6月8日（金）		
- 医療安全支援センター実践研修（東京）

平成30年7月26日（木）	1名
---------------	----
- 平成30年度医療安全に係るワークショップ（札幌）

平成30年12月11日（火）	2名
----------------	----



ORGANIZATION

[札幌市医療安全推進協議会]

本協議会では、札幌市の医療安全施策及び医療安全支援センターの運営方針等について、評価・助言・提案等を行っています。平成30年度は、医療安全対策全般について検討する「基幹会議」を2回開催しました。



1ST

CONFERENCE

第1回基幹会議（平成30年7月24日）

THEME

札幌市医療安全支援センターの年間の活動について

- 平成29年度 札幌市医療安全推進協議会基幹会議及び医療安全推進事業の実施報告
 - ▶ 「市民相談結果の概要」及び「医療安全講習会の実施結果」等について報告し、了承を得ました。
- 平成30年度 札幌市医療安全推進協議会の運営方針及び医療安全推進事業について
 - ▶ 基幹会議の運営方針、医療安全講習会及び院内感染対策セミナー等の開催予定について説明し、了承を得ました。



2ND

CONFERENCE

第2回基幹会議（平成31年2月14日）

THEME

相談事例の紹介及び講習会等について

- 医療安全相談窓口寄せられた相談の報告について
- 医療安全講習会等の結果報告について
 - ▶ 平成30年度に実施した医療安全講習会・院内感染対策セミナーについて報告し、了承を得ました。
- 次年度の医療安全講習会等について
 - ▶ 医療安全講習会は「医療事故防止に向けた取組（最近の医療事故から）」を中心に検討していくことで、了承を得ました。
 - ▶ 院内感染対策セミナーは、「アウトブレイクの事例から学ぶ感染予防策」を中心に検討していくことで、了承を得ました。



MEMBERS

平成30年度 札幌市医療安全推進協議会 委員

- 天野 大助（副会長） 札幌歯科医師会 理事
 - 荒木 美枝 北海道看護協会 専務理事
 - 小林 要 札幌薬剤師会 副会長
 - 今 真人（会長） 札幌市医師会 副会長
 - 佐々木 弘好 札幌病院薬剤師会 常任理事
 - 鈴木 康子 市立札幌病院 医療安全担当課長
 - 中江 舞美 札幌医科大学附属病院 感染制御部副看護師長
 - 橋本 暁佳 札幌医科大学附属病院 医療安全部副部長
 - 木川 幸一 北海道医療ソーシャルワーカー協会 会長
 - 毛利 節 札幌弁護士会
- （50音順 敬称略）

本会議の資料等は、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。
ホームページアドレスは30ページをご覧ください。



CONTENTS

札幌市医療安全相談窓口のご案内

札幌市医療安全支援センターでは、市民からの医療提供施設に関する相談に対応し、問題解決の支援を行うための窓口として、札幌市医療安全相談窓口を設置しております。

／相談専用電話 **011-622-5159**

／受付時間 **9:00～12:00 / 13:00～15:00**

(月～金曜日：祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。)



CONTENTS

医療提供施設の皆様へのお願い

札幌市医療安全支援センターに寄せられた市民からの相談について、医療提供施設へ情報提供させていただく場合がございます。

患者と医療提供施設とのより良い信頼関係を構築するための助言と位置付けておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

INFORMATION [お知らせ]



CONTENTS

ホームページのご案内

札幌市医療安全支援センターの活動については、札幌市公式ホームページ内に掲載しております。

／札幌市医療安全支援センターについてのホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f78anzenshien/index.html>

Please visit our website for details!



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



平成30年（2018年）度版
札幌市医療安全支援センター事業概要
～市民と医療提供施設のよりよい関係を目指して～

令和元年（2019年）9月13日 発行

編集・発行：札幌市医療安全支援センター

造本には、万全を期しておりますが、万一、落丁・乱丁があった場合、
内容についてご不明な点があった場合など、下記までご連絡ください。

〔連絡先〕

札幌市保健福祉局保健所医療政策課
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階
電話011-622-5162 / ファックス011-622-5168

Printed in Japan

© 2019 Sapporo Medical Care Safety Support Center.

SAPPORO



さっぽろ市
01-F06-19-1879
31-1-133